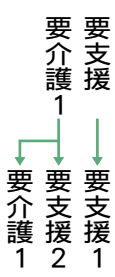


介護保険制度が 変わります

平成12年度から始まった介護保険制度ですが、介護サービスを利用する人が増加し費用が大幅に増えています。今後、超高齢化社会を迎えるにあたり、制度を安定的に運営するため「介護予防」や「自立支援」事業を、さらに強化するよう制度が改正されました。4月からの主な改正内容をお知らせします。

1 要介護認定が7段階に

要介護認定が6段階から7段階へ変更になります。
※詳細は下図をご覧ください。



2 要支援1・2は、介護予防サービスが受けられる

要支援1、2に認定された人は、新予防給付として介護予防サービスが受けられます。従来の介護サービスとほぼ同じですが、内容が筋力アップ、口腔ケア、栄養改善など自立した生活向上を目指すものになります。

3 地域包括支援センターを 役場に設置

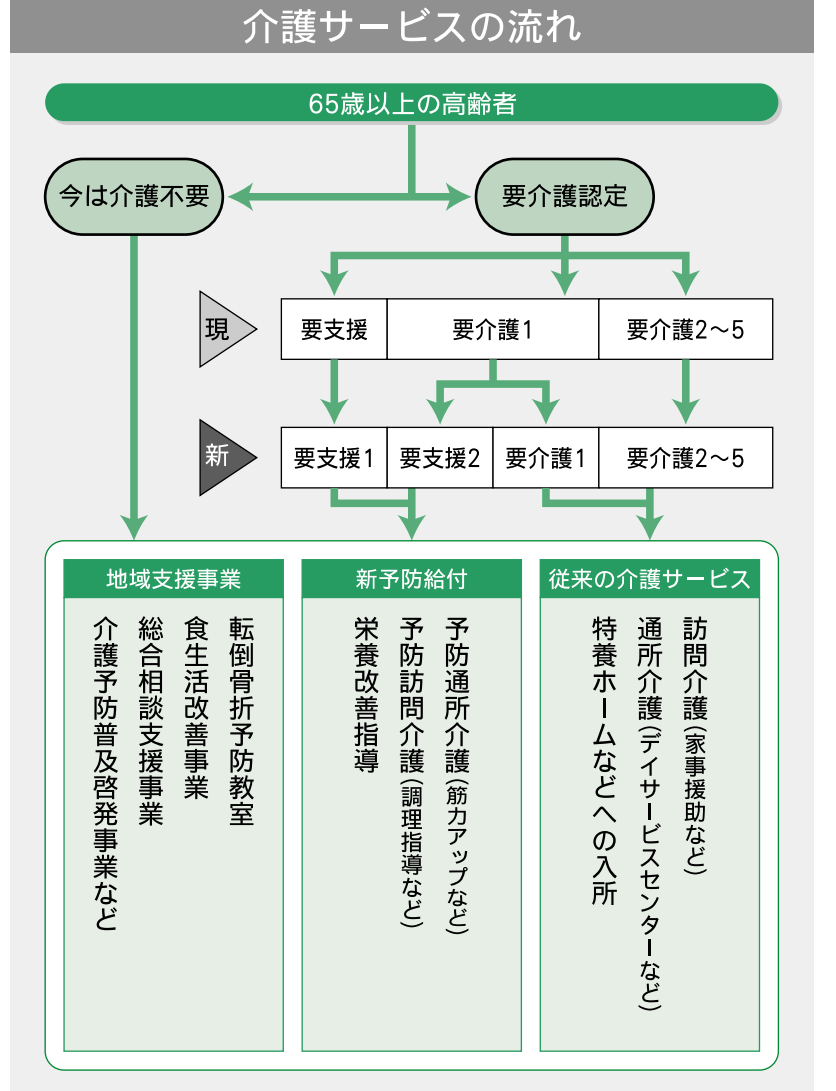
保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3人が担当し、次のことを行います。
・要支援1、2に認定された人のケアプラン作成

- ・介護予備軍（特定高齢者）の予防プラン作成
- ・総合相談と支援を担当
- ・介護予防事業
- ・権利擁護事業、地域ネットワークづくりなど

4 地域支援事業 介護予防 事業を新たに実施

・65歳以上の基本健診に生活機能チェックや血液検査項目

介護サービスの流れ



5 65歳以上の介護保険料が 3,700円に引き上げ

認定者数と介護給付費が年々増加し、平成18～20年度の給付費の推計は毎年9億円を超えます。赤字運営にならないよう保険料の引き上げが必須となり、3月の議会定例会で承認されましたのでご了解をお願いします。

6 施設入所者等の居住費、 食費自己負担

昨年10月から施行されていますが、施設入所者等の居住費、食費が保険給付対象外となり、自己負担となりました。
健康福祉課介護保険係
地域包括支援センター
☎028(677)1112

火災情報・不審者情報 メール配信開始

企画課情報広報係
☎028(677)6031



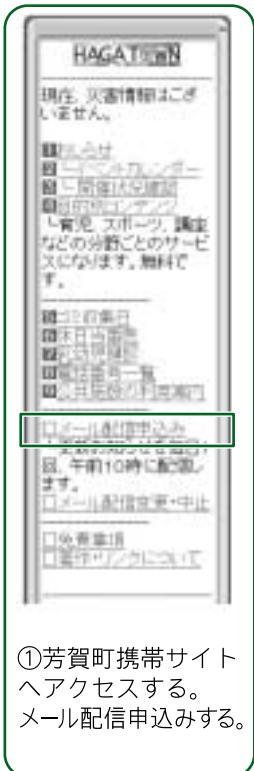
町では、町内で発生した『火災情報』と、警察などから送られてきた『不審者情報』を皆さんの携帯電話にお知らせするメール配信サービスを開始しています。

『火災情報』は、現在町内93か所に設置されているスピーカー（防災行政無線）で、皆さんへお知らせしています。このスピーカーから放送される火災情報を、リアルタイムで一斉配信し、町民の皆さんの安心安全に対する満足度向上を図ります。

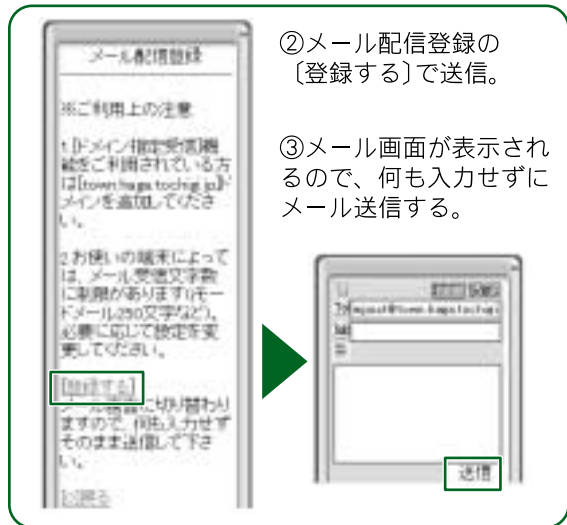
『不審者情報』は、学校や警察から町教育委員会に通報された児童生徒への不審な声掛けや連れ去られそうになるなどの情報を、保護者や地域の人へ迅速に連絡することで被害防止に活用します。

メール配信 申し込み手続き

芳賀町携帯電話用ホームページ
<http://www.town.haga.tochigi.jp/i>

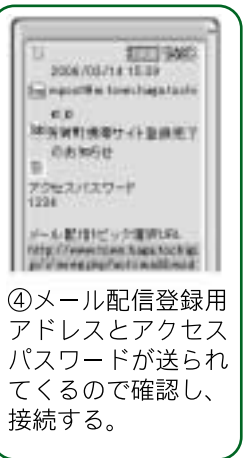


①芳賀町携帯サイトへアクセスする。メール配信申込みする。



②メール配信登録の（登録する）で送信。

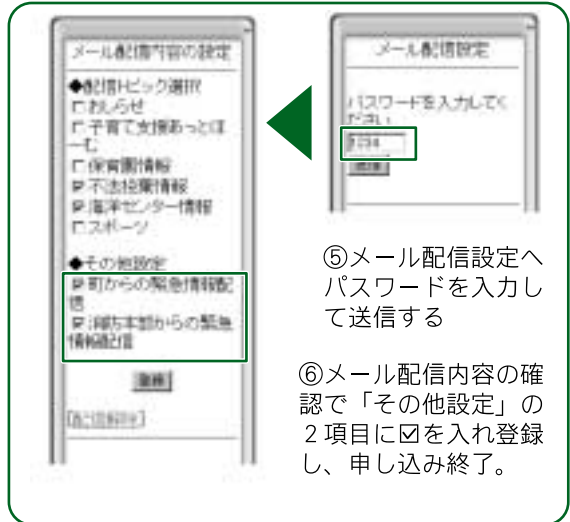
③メール画面が表示されるので、何も入力せずにメール送信する。



④メール配信登録用アドレスとアクセスパスワードが送られてくるので確認し、接続する。



情報が配信される



⑤メール配信設定へパスワードを入力して送信する

⑥メール配信内容の確認で「その他設定」の2項目に☑を入れ登録し、申し込み終了。